

平成30年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成30年10月31日（水）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成30年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第11号 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示について

日程第4 報告第12号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程第5 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

日程第6 議案第35号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

日程第7 教育長の報告

日程第8 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した委員

加納 博明

加藤 悟

福野 佐代子

森下 伊三男

加木屋 加緒里

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長

山本 康義

教育総務課長	矢野 隆博
学校教育課長	小川 瑞樹
学校教育課主幹	郷 通芳
学校教育課総括課長補佐	泉 大作
幼児支援課長	林 美穂
幼児支援課総括課長補佐	今木 浩靖
生涯学習課長	佐藤 彰道
生涯学習課主幹	國枝 孝治
生涯学習課総括課長補佐	児玉 瞳

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 松島 孝明

○傍聴者

なし

開会 午後2時00分

開会及び開議の宣告

○**教育長** 定刻となりましたので、只今から平成30年第10回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。秋も深まりいい季節となりました。本日もよろしくお願いします。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 平成30年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 平成30年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただきておりますがご異議ございませんか。異議がないようですので、平成30年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。
加木屋委員にお願い致します。

日程第3 報告第11号 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第3 報告第11号 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。
事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第3 報告第11号 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。平成30年10月31日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を実施する施設の追加及び、ショートステイ事業の利用要件のうち、恒常的残業と配偶者暴力を削除するため改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**幼児支援課長** ショートステイは、宿泊を伴うもので一定の日数を養育または保護する短期入所生活援助事業であり、トワイライトステイは、一定の時間を養育または保護する夜間養護等事業であり、宿泊を伴う場合と施設によって違いはありますが学校が終わってから夜の10時、11時まで預かってもらえるという事業になります。

○**教育長** 第4条では実施施設が特定の固有名詞ではなく一般的な表現として今後いろいろな地区にある施設を活用することができるようになると「実施施設」という汎用性のある表現に変えました。第1条では「母子が夫の暴力により緊急」というDVの部分を削除して、一時的に保護の必要が生じた場合は受け入れができるという内容になっています。あと今後女性は16歳で結婚ができなくなりますがそうなった場合はまた改正するということになるのですか。

○**幼児支援課長** 今回の改正により対応が可能となりました。

○**加藤委員** 要綱改正の趣旨はよくわかりました。第4条の実施施設については、具体的には先ほど説明のありました大野町の2施設以外には近隣でありますでしょうか。

○**幼児支援課長** 今のところいいお返事をいただいているのが大野町の2施設です。

○**加藤委員** 18歳を超えると支援はなくなるということですか。

○**幼児支援課長** 理由によりますが、例えばDVとか虐待になると女性相談センターというものが県にありますので、県が指定している施設に行っていただくということになり、体制としては整っています。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第11号 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第4 報告第12号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部
を改正する告示について

○**教育長** 日程第4 報告第12号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部

を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第4 報告第12号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。平成30年10月31日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、私立保育所等が実施する療育支援体制強化事業及び業務効率化推進事業（ICT化推進事業）について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**加藤委員** 新旧対照表の2ページ目の延長保育対策費補助金ですが、元々「11時間30分以上保育を実施する」という時間の部分が無くなつたわけですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

○**幼児支援課長** 短時間認定の子どもの延長保育に対応するため「11時間30分以上保育を実施する」という表記を変えました。

○**加藤委員** 現行の11時間30分以上とはどのような計算をされていますか。

○**幼児支援課長** 7時30分から19時までです。

○**加藤委員** それ以降延長した分が補助されるということですか。

○**幼児支援課長** 一度確認をさせてください。

○**加藤委員** 補助金の請求年2回とあるのはまとめて2回で請求するということですか。

○**幼児支援課長** 前期、後期ということです。

○**教育長** 市外の保育所でも適用されますし、「行う」、「実施する」という文言の表記を統一したこと以外は2点項目を付け加えたということです。
延長保育事業については調べてからまたお知らせください。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第12号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第5 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○教育長　日程第5　議案第34号　瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長　日程第5　議案第34号　瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年10月31日提出、瑞穂市教育委員会教育長　加納博明。提案理由、瑞穂市付属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長　ご質疑ございませんか。

○森下委員　ご説明では公募委員が2名のことでしたが、実際の応募者は何人くらいありましたか。

○生涯学習課長　2名を募集し、2名の応募でした。

○教育長　こちらの会議は、年に何回開催されていますか。

○生涯学習課長　年に3回ないし4回です。

○教育長　その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5　議案第34号　瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第6　議案第35号　瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

○教育長　日程第6　議案第35号　瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長　日程第6　議案第35号　瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成30年10月31日提出、瑞穂市教育委員会教育長

加納博明。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第35号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、可決することと致します。

日程第7 教育長の報告

○教育長 10月になりました各小中学校の公表会、研究発表会などに足を運んでいただきありがとうございます。1年間の研究の成果という形で授業を示すことによってそれまでの各教員、各学校の発表につながっていくものと考えています。これを行うことは教員として負担ではないかというご意見はありますが、瑞穂市が伝統的にこれをやってきたおかげで一人一人の先生方の教員としての指導力の向上にも繋がっております。難しいところだということも認識しています。働き方改革を進めるのであれば、これは無くしてもいいのかもしれません。1年間のスパンの中で見通しを持ち、公表会等を迎えていただけるような今後は学校での過ごし方も考えていっていただけるとありがたいと思っています。発表会の直前の1ヶ月、1週間は毎日遅くなるということではなく、年間を通してやれるようなそういう体制が学校にできることを願っています。今後も瑞穂市の子どもたちの学力向上のためにこの公表会、研究発表会は続けていきたいということで教育委員会は考えておりますし、校長会にもそういうような話をしております。そんな中で、10月は色々あります、穂積北中学校で盗難事件もありましたが、今朝の新聞において、北方警察署の発表で犯人が逮捕されたということでした。子どもたちも保護者の方もある意味では安堵しているのではないかと思っていますが、なかには盗難にあったということを思い出してしまった子どもさんもいるかもしれませんので、注意深く見守ってほしいとお願いをしているところです。もう一つ穂積北中学校のことについて、去る19日の金曜日でしたが、東海北陸の技術家庭科の研究大会という大会が

ありまして、会場校として岐阜市以外では唯一、穂積北中学校の家庭科の杉山教諭が公開授業を受けて公開をしてくれました。地域の高齢者とどのように接するとよいのかそういった学習課題でゲストティーチャーも招きながら、70代くらいの年配の方もどんなことを考えているのか、地域で行事をやるような場面を想定して一緒に中学生が地域のお年寄りと活動するというロールプレイで演じて考えていました。こんなことを話したらお年寄りはどんな気持ちになるかなど考えながらやってくれて、非常に良い授業だったと東海北陸の各県から参加された先生方からも絶賛の声を受けました。実はこの学級は盜難にあった学級だったわけですけれども、子どもたちは非常に落ち着いて学級のいい雰囲気は保たれていましたのでそれも安心して観ていたところです。あと1点は、給食の異物混入事案が2件続きました。この詳細についてはこの後教育総務課長のほうから説明がありますが、報道発表等私ども基準の中で考えてやっており、議会への報告、給食センター運営協議会も臨時で開催し、把握している範囲内のものは、すべてお話をさせていただき、ご意見もいただいたところです。

日程第8 その他

○**教育長** 日程第8 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** 特にありません。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 10月17日発生の中小学校での給食異物混入、10月19日発生の小学校4校における給食異物混入についての調査結果報告、ふるさと応援寄付金について

＜資料により説明＞

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** こういった異物混入事案は年間何件くらいあるのですか。

○**教育総務課長** 髪の毛など配膳の際に混入した可能性のあるものや焼いた物のコゲも含めた非危険物は、概ね10件ほどです。

○**加藤委員** 子どもたちが安心して給食を食べられるようにきっちと対策して

もらえるとありがたいと思います。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 特にありません。

○教育長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 特にありません。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 (仮称) 中山道大月多目的広場についてですが、イメージ図として南からと東からの鳥瞰図といわれるものをお配りさせていただきます。

今後は基本設計、詳細設計に進んでいきたいと思います。2点目は、瑞穂市が所有するうすずみ研修センターのあるホテル四季彩館、根尾にありますが、アスレチックが設けてあります。10月15日に教育長をはじめ、総勢8名で実際に体験をしてきました。今後は様々な団体等に利用してもらえるよう紹介をしていきたいと思います。3点目は、11月5日に2回目となりますが、中山道を歩きたいと思います。

○教育長 ひとつ報告させていただきますが、この時期になりますと夏休みの作品などを出した表彰式が続きます。ユネスコ協会へ出した「わたしのふるさとの自慢」という絵画展の表彰式に行ってまいりました。先週の日曜日には熱海にあるMOA美術館の表彰式に行ってきました。絵画だけでも400から500点、書写が1,500点ほど集まりますが、その中でMOA美術館賞というものが絵画1点、書写2点選ばれます。残念ながら瑞穂市の子どもさんは選ばれませんでしたが、県知事賞に穂積小の1年生の女の子の絵画が選ばれました。その表彰式に出ていましたら、MOA美術館賞をもらった3人の人たちは普通の返事をしていましたが、穂積小の1年生の女の子の返事がとても良くて会場の雰囲気が変わりました。来賓の方からも1年生なのに良い返事ができるのですねと言っていただけたのがとても嬉しかったです。学校の中だけではなく、そういう場においても瑞穂市の子どもたちはきちんとあいさつ、良い返事が少しずつできるようになってきているのかなと思います。

○教育長 次回の会議ですが、平成30年11月29日、木曜日、午後2時00分から平成30年第11回瑞穂市教育委員会定例会ですが、総合教育会議を行

いたいと市長部局から要望が来てますので、午後1時00分から穂積庁舎ということでお願いします。また、その次については、平成30年12月26日、水曜日、午後2時00分から平成30年第12回瑞穂市教育委員会定例会を開催ということでよろしくお願ひ致します。

閉会の宣告

○教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成30年第10回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時02分

瑞穂市教育委員会會議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年10月31日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 土海

委員

加納不屋 加納緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多數で議決があった場合は非公開とします。